



おにぎり通信

2013年3月2日（土曜） 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

この冬は寒さがきびしかったぶん、いつにもまして桜の開花が待ち遠しく感じます。このあと3月下旬にかけて、気温のアップダウンはあるものの、極端な低温や高温がつづく可能性は低く、全体的に平年並みの気温になるとの予報です。このため、桜の開花も平年並みになりそうで、東京では3月25日ごろとのこと。予報が当たるといいですね。あと一息です。風邪などひかないように注意して桜の季節を迎えたいものです。



2月18日 福祉行動

Aさん(40代) 中央区福祉事務所で、生保を受けて宿泊所に入ることになりました。

次回の福祉行動：3月4日（月）。東京駅丸の内北口地下・喫煙所脇の

車輪のところに朝8時30分までに集合です。

病気やケガの治療を希望される方や、体を休めたい方と一緒に福祉事務所まで、ボランティアが同行いたします。福祉行動は原則として毎週月曜日に行います。

福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと福祉事務所に伝えることにより成り立ちます。

もより ふくしじむしょ
最寄の福祉事務所

ちゅうおうくふくしじむしょ ちゅうおうくつきじ ちゅうおうくやくしよ かい
中央区福祉事務所・中央区築地 1-1-1 中央区役所 4階

ちよだくふくしじむしょ ちよだくくだんみなみ ちよだくやくしよ かい
千代田区福祉事務所・千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 3階

せいかつ ほご もと しみん しんせい さいたまけん みさとし きよひ たい
生活保護を求めていた市民の申請を埼玉県の三郷市が拒否したことなどに对

し そんがいばいしょう もと みさとせいかつほごさいばん ちさい がつ にち
し、市に損害賠償を求めた「三郷生活保護裁判」で、さいたま地裁は2月20日、

げんこくしょうそ はんけつ だ
原告勝訴の判決を出しました。

ほうどう げんこく みさとし す ふうふ こ にん おっと はっけつびょう たお
報道によると、原告は三郷市に住む夫婦と子どもの3人。夫が白血病で倒れた

ため、妻は2005年から数回にわたって生活保護を申請したにもかかわらず、

みさとし ねん がつ べんごし どうこう しんせい じゅり ねんはん
三郷市は、(06年6月に弁護士が同行して申請が受理されるまでの)1年半にわ

たって原告に働くことや身内からの援助を受けることを繰り返し勧めたため、原告

は「生活保護は受けられない」と誤信したと、三郷市の対応に過失があったと結論

づけました。せたいぬし はっけつびょう せいかつ こんきゅう げんこく せいほ
世帯主が白血病になって生活に困窮していたことなど、原告が生保を

受ける必要があると認識できる状況だったにもかかわらず、市が申請を拒否したこ

とに対し、たい しょくむぎむいはん にんてい とない てんきよ すす さい てんきよさき せいほ
職務義務違反と認定。また都内への転居を勧めた際に、転居先で生保の

そうだん い の たい かしつ みさとし まんえん
相談に行かないよう述べたことに対しても過失があるとして、三郷市に537万円

そんがいばいしょう しはら めい
の損害賠償の支払いを命じました。

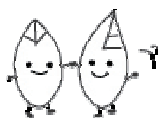
ねん ていそ こんかい しょうそ じつ ねん けいか おっと はっけつびょう
2007年の提訴から今回の勝訴にいたるまで実に6年が経過し、夫が白血病で

なくなつたあとは、つま こ さいばん ひ つ なが たたか いじょう
亡くなったあとは、妻と子どもが裁判を引き継いできました。長い闘いをこれ以上

強いがないためにも、みさとし こうそ もと せいほ
三郷市が控訴しないように求めます。そして、生保バッシング

はいけい じちたい まどぐちきせい みずぎわさくせん けいしょう な
を背景に自治体でおこなわれている窓口規制(水際作戦)に警鐘を鳴らすものであ

かくじちたい きも めい おも
ることを、各自治体は肝に銘じてほしいと思います。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ
箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは
かならずその日のうちにお召し上がり下さい。一人でも多くの方に召
し上がっていただくため、おにぎりは一人一個でお願いいたします。

四ツ谷おにぎり仲間 連絡先：090-4959-0652 岩田